

5分で読める

ちょっと役に立つ

- ①個人事業の事業主と労働者、法人会社の経営者と労働者の障害年金受給額の比較
- ②障害厚生年金、障害基礎年金と労災の障害年金との二重受給について

個人事業主、法人経営者、個人事業の労働者、法人会社の労働者が障害1級になった場合に、国民年金の「障害基礎年金」、厚生年金の「障害厚生年金」、労災の「障害補償年金」のどれから受給できるのでしょうか？ また、どのくらいの受給額でしょうか？ それを収入、家族構成が同一条件で比較してみました。

平成24年9月

覚えておこう

障害基礎年金、障害厚生年金、 労災補償年金の属性別受給内容

以下の表に、個人事業主、法人経営者、個人事業の労働者、法人会社の労働者別に障害基礎年金、障害厚生年金、障害補償年金を受給できるか、できないかを一覧表にしてみました。

●属性別、障害基礎年金、障害厚生年金、障害補償年金の受給内容

		国民年金	厚生年金	労災
		障害基礎年金	障害厚生年金	障害補償年金
①	個人事業主	○	×	×
②	法人経営者	○	○	×
③	個人事業の労働者	○	×	○
④	法人会社の労働者	○	○	○

※○印は受給可。×印は受給不可。

障害基礎年金には、障害になった人が生計維持者で、その人に18歳未満の子供がいる場合に「子の加算」を受給できます。「子の加算額」は、第1・2子は各226,300円。第3子以降は、各75,400円になります。

障害厚生年金には、障害になった人が生計維持者で、その人に配偶者がいる場合は「配偶者加給年金」を受給できます。「配偶者加給年金額」は、226,300円です。

障害基礎年金、障害厚生年金と障害補償年金を二重に受給する場合に、労災障害年金が減額されます。以下の表は、その場合の減額率の表です。

●障害基礎年金、障害厚生年金と労災障害補償年金の二重受給パターンの減額率

	年金名	障害基礎年金と障害厚生年金			労災障害補償年金
①	個人事業主	障害基礎年金		—	—
②	法人経営者	障害基礎年金	+	障害厚生年金	—
③	個人事業の労働者	障害基礎年金		—	+
④	法人会社の労働者	障害基礎年金	+	障害厚生年金	+

次頁から個人事業主、法人経営者、個人事業の労働者、法人会社の労働者別に障害基礎年金、障害厚生年金、障害補償年金を受給額を計算し比較してみます。

**①障害1級になった
個人事業主の
属性情報**

- **家族構成**
妻(37歳)。18歳未満の子供2人
- **公的保険**
ご主人は国民年金被保険者
- **収入**
所得：月額418,600円。

■ 受給できる障害年金は？

障害基礎年金のみです。

● 属性別、障害基礎年金、障害厚生年金、障害補償年金の受給内容

	国民年金	厚生年金	労災
	障害基礎年金	障害厚生年金	障害補償年金
① 個人事業主	○	×	×

※○印は受給可。×印は受給不可。

■ 受給できる障害年金額は？

- ・ **障害基礎年金受給額計算式(平成24年度価格)**

786,500円 × 1.25 + 子の加算額

子の加算額は：第1・2子各226,300円 第3子以降各75,400円になります (※18歳未満の子供がいると子の加算額あります)。

障害基礎年金額
786,500円 × 1.25 = 983,100円
18歳未満の子供がいる場合の子の加算額
子の加算額 = 226,300円 × 2人 = 452,600円
障害基礎年金合計額 1,435,700円(月額119,642円)

**②障害1級になった
法人経営者の
属性情報**

■家族構成

妻(37歳)。18歳未満の子供2人

■公的保険

ご主人は厚生年金被保険者

■収入

所得：月額418,600円。

■受給できる障害年金は？

障害基礎年金と障害厚生年金です。

●属性別、障害基礎年金、障害厚生年金、障害補償年金の受給内容

	国民年金	厚生年金	労災
	障害基礎年金	障害厚生年金	障害補償年金
② 法人経営者	○	○	×

※○印は受給可。×印は受給不可。

■受給できる障害年金額は？

・ **障害基礎年金受給額計算式(平成24年度価格)**

786,500円×1.25+子の加算額

子の加算額は：第1・2子各226,300円 第3子以降各75,400円になります(※18歳未満の子供がいると子の加算額あります)。

・ **障害厚生年金額受給額計算式(平成24年度価格)**

[平均標準報酬月額×7.5÷1000×加入月数(平成15年3月以前)+平均標準報酬月額×5.769÷1000×加入月数(平成15年4月以降)]×[1.031×0.978×300月÷(合計加入月数)]×1.25

障害基礎年金額
786,500円×1.25=983,100円
18歳未満の子供がいる場合の子の加算額
子の加算額=226,300円×2人=452,600円
障害基礎年金合計額 1,435,700円(①)

障害厚生年金額
850,800円
奥さんがいる場合の加給年金額
226,300円
障害厚生年金額 1,077,100円(②)

総合計(①+②)
2,512,800円(月額209,400円)

●上記障害厚生年金額の受給額データは以下の通りです。

- ・平成15年3月以前の平均標準報酬月額：300,000円。加入月数84ヵ月。
- ・平成15年4月以降の平均標準報酬月額：390,000円。加入月数96ヵ月。

**③障害1級になった
個人事業の労働者
属性情報**

■家族構成

妻(37歳)。18歳未満の子供2人

■公的保険

ご主人は国民年金被保険者、労災被保険者

■収入

月収418,600円。ボーナス：730,000円

■受給できる障害年金は？

障害基礎年金と障害補償年金です。

●属性別、障害基礎年金、障害厚生年金、障害補償年金の受給内容

	国民年金	厚生年金	労災
	障害基礎年金	障害厚生年金	障害補償年金
③ 個人事業の労働者	○	×	○

※○印は受給可。×印は受給不可。

■受給できる障害年金額は？

・ **障害基礎年金受給額計算式(平成24年度価格)**

786,500円 × 1.25 + 子の加算額

子の加算額は：第1・2子各226,300円 第3子以降各75,400円になります (※18歳未満の子供がいると子の加算額あります)。

・ **障害補償年金額受給額計算式(平成24年度価格)**

給付基礎日額(※①) × 障害等級別給付日数(※②)

※①給付基礎日額とは：障害事故が発生した日の前3か月間の賃金の総額を、その期間の総日数(休日などを含めた暦日数)で割った金額です。年2回支払われるボーナスは賃金に算入されません。

上記の例の給付基礎日額は：給料月額418,600円 × 3ヵ月 ÷ 91日(3ヵ月間の総暦日数) = 13,800円になります。

※②障害等級別給付日数とは：障害等級別に給付日数が決まっています。1級は以下の通りです。

障害等級	給付基礎日数
第1級	313日分

障害基礎年金と障害補償年金の年金額は次頁の通りです。

障害基礎年金額
786,500円 × 1.25 = 983,100円
18歳未満の子供がいる場合の子の加算額
子の加算額 = 226,300円 × 2人 = 452,600円
障害基礎年金合計額 1,435,700円(①)

障害基礎年金と障害補償年金を二重受給する場合には障害補償年金は減額調整されます。調整額は以下の計算式です。

●障害基礎年金、障害厚生年金と労災障害補償年金の二重受給パターンの減額率

	年金名	障害基礎年金と障害厚生年金		労災障害補償年金
③	個人事業の労働者	障害基礎年金	-	+ 障害補償年金 × 0.88

障害補償年金
給付基礎日額 = 418,600 × 3ヵ月 ÷ 91日 = 13,800円 障害補償年金 = 13,800円 × 313日分 = 4,319,400円 障害補償年金調整減額 = 4,319,400円 × 0.88 = 3,801,100円
障害補償年金額 3,801,100円(②)

労災からこれ以外に障害特別年金を受給できます。

・ **障害特別年金の受給額計算式は：**

算定基礎日額(※③) × 障害等級別給付日数(平成24年度価格)。

※③算定基礎日額とは：障害事故が発生した日の以前1年間のボーナス総額を算定基礎年額として365日で割った金額です。ただし、ボーナス総額が給付基礎年額(給付基礎日額の365倍に相当する額)の20%を上回る場合には、給付基礎年額の20%に相当する額が算定基礎年額となります。ただし、算定基礎年額は150万円が限度です。

●算定基礎日額	
算定基礎年額	730,000円
算定基礎日額	730,000円 ÷ 365日 = 2,000円
給付基礎日額	13,800円
給付基礎年額	13,800円 × 365日 = 5,037,000円
給付基礎年額の20%は	5,037,000円 × 20% = 1,007,400円
算定基礎年額 730,000円 < 給付基礎年額の20% 1,007,400円 従って、算定基礎日額 = 730,000円 ÷ 365日 = 2,000円	

障害等級別給付日数は以下の通りです。

障害等級	算定基礎日数
第1級	313日分

障害特別年金額と総合計年金額は次頁です。

障害特別年金
算定基礎日額=730,000円÷365日=2,000円 遺族特別年金=2,000円×313日分=626,000円
障害特別年金額 626,000円(③)
総合計(①+②+③)
5,862,800円(月額488,567円)

**④障害1級になった
法人会社の労働者
属性情報**

■家族構成

妻(37歳)。18歳未満の子供2人

■公的保険

ご主人は厚生年金被保険者、労災被保険者

■収入

月収418,600円。ボーナス：730,000円

■受給できる障害年金は？

障害基礎年金と障害厚生年金と障害補償年金です。

●属性別、障害基礎年金、障害厚生年金、障害補償年金の受給内容

	国民年金	厚生年金	労災
	障害基礎年金	障害厚生年金	障害補償年金
④ 法人会社の労働者	○	○	○

※○印は受給可。×印は受給不可。

障害基礎年金と障害厚生年金と障害補償年金を二重受給する場合には障害補償年金は減額調整されます。調整額は以下の計算式です。

●障害基礎年金、障害厚生年金と労災障害補償年金の二重受給パターンの減額率

年金名	障害基礎年金と障害厚生年金		労災障害補償年金
④ 法人会社の労働者	障害基礎年金	+	障害厚生年金
			+
			障害補償年金×0.73

障害1級になった法人会社の労働者の障害年金受給額は以下の通りです。

障害基礎年金額
786,500円×1.25=983,100円
18歳未満の子供がいる場合の子の加算額
子の加算額=226,300円×2人=452,600円
障害基礎年金合計額 1,435,700円(①)

障害1級になった法人会社の労働者の障害厚生年金受給額の計算は法人経営者の障害厚生年金と同じです。

障害厚生年金額
850,800円
奥さんがいる場合の加給年金額
226,300円
障害厚生年金額 1,077,100円(②)

障害1級になった法人会社の労働者の障害補償年金受給額の計算は個人事業の労働者の障害補償年金と障害特別年金と同じです。ただし障害補償年金は減額率(7頁参照)が異なります。

障害補償年金
給付基礎日額=418,600×3ヵ月÷91日=13,800円 障害補償年金=13,800円× 313日分 =4,319,400円 障害補償年金調整減額=4,319,400円× 0.73 =3,153,200円
障害補償年金額 3,153,200円(③)
障害特別年金
算定基礎日額=730,000円÷ 365日 =2,000円 遺族特別年金=2,000円×313日分= 626,000円
障害特別年金額 626,000円(④)
総合計(①+②+③+④)
6,292,000円(月額524,333円)

障害1級の障害年金受給額比較表

●個人事業、法人会社、経営者、労働者別 障害1等級年金額

	個人事業主	法人経営者	個人事業の労働者	法人会社の労働者
障害基礎年金	1,435,700	1,435,700	1,435,700	1,435,700
障害厚生年金	—	1,077,100	—	1,077,100
障害労災補償年金	—	—	3,801,100	3,153,200
障害労災特別年金	—	—	626,000	626,000
年金合計	1,435,700	2,512,800	5,862,800	6,292,000
年金月額	119,642	209,400	488,567	524,333